

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年12月19日

【会社名】 株式会社東京衡機

【英訳名】 TOKYO KOKI CO. LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 石川 隆一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地

【電話番号】 03(5207)6760

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部長 石見 紀生

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地

【電話番号】 03(5207)6760

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部長 石見 紀生

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成28年7月14日付けで金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき提出した臨時報告書の記載事項のうち、未確定事項が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 報告内容

- (1) 本分割の目的
- (4) その他の本分割計画の内容
- (5) 本分割に係る割当ての内容の算定根拠
- (6) 本分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

2 報告内容

(訂正前)

(1) 本分割の目的

当社は、平成27年9月1日付で当社グループの試験機事業の統合を目的に主力事業である試験機事業を会社分割（簡易分割）し、事業持株会社的な経営体制に移行しておりましたが、今般、当社グループの各事業に係る責任と権限を明確にし、グループの経営戦略の立案機能とマネジメント体制（コーポレート・ガバナンス）を強化するとともに、グループ経営の意思決定の迅速化を図ることにより、当社グループの企業価値のさらなる向上を目指すべく、平成29年3月1日（予定）に、当社のエンジニアリング事業を新設分割設立会社に承継させる会社分割（簡易新設分割）を実施し、持株会社体制に移行する方針を決定いたしました。

(2) 本分割の方法

当社を分割会社とし、新設分割設立会社を承継会社とする簡易新設分割であります。

(3) 本分割に係る割当ての内容

新設分割設立会社は、本分割に際して発行する普通株式をすべて当社に割り当てます。

(4) その他の本分割計画の内容

本分割に係る日程

新設分割計画承認取締役会決議 平成28年12月中旬（予定）

分割期日（効力発生日） 平成29年3月1日（予定）

その他本分割計画の内容

その他本分割計画の詳細につきましては、新設分割計画承認取締役会決議の際に決定し開示いたします。

(5) 本分割に係る割当ての内容の算定根拠

新設分割設立会社は、本分割に際して発行する普通株式をすべて当社に割り当てます。

本分割は、当社が単独で行う新設分割であり、新設分割設立会社が発行する株式の全てが当社に割当交付されることとなりますので、割当てる具体的な株式数については、第三者機関による算定は実施せず、新設分割設立会社の資本金等の額を考慮し、決定する予定です。

(6) 本分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	株式会社東京衡機エンジニアリング（予定）
本店の所在地	東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地（予定）

代表者の氏名	代表取締役会長 石川 隆一(予定) 代表取締役社長 平田 真一郎(予定)
資本金の額	未定
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	エンジニアリング事業(ゆるみ止めナット・スプリング、特殊ばね、ボルトその他の締結部材の製造・販売、住宅関連設備その他一般消費者向け商品の販売、各種サービス)

(訂正後)

(1) 本分割の目的

当社は、平成27年9月1日付で当社グループの試験機事業の統合を目的に主力事業である試験機事業を会社分割(簡易分割)し、事業持株会社的な経営体制に移行していましたが、今般、当社グループの各事業に係る責任と権限を明確にし、グループの経営戦略の立案機能とマネジメント体制(コーポレート・ガバナンス)を強化するとともに、グループ経営の意思決定の迅速化を図ることにより、当社グループの企業価値のさらなる向上を目指すべく、平成29年3月1日を効力発生日として、当社のエンジニアリング事業を新設分割設立会社に承継させる会社分割(簡易新設分割)を実施し、持株会社体制に移行することを決定いたしました。

(2) 本分割の方法

当社を分割会社とし、新設分割設立会社を承継会社とする簡易新設分割であります。

(3) 本分割に係る割当ての内容

新設分割設立会社は、本分割に際して発行する普通株式をすべて当社に割り当てます。

(4) その他の本分割計画の内容

本分割に係る日程

新設分割計画承認取締役会決議 平成28年12月19日

分割期日(効力発生日) 平成29年3月1日

その他本分割計画の内容

その他本分割計画の詳細につきましては、後記新設分割計画書のとおりであります。

(5) 本分割に係る割当ての内容の算定根拠

新設分割設立会社は、本分割に際して発行する普通株式をすべて当社に割り当てます。

本分割は、当社が単独で行う新設分割であり、新設分割設立会社が発行する株式の全てが当社に割当交付されることとなりますので、割当てる具体的な株式数については、第三者機関による算定は実施せず、新設分割設立会社の資本金等の額を考慮し決定したものであります。

(6) 本分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	株式会社東京衡機エンジニアリング
本店の所在地	東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地
代表者の氏名	代表取締役会長 石川 隆一 代表取締役社長 平田 真一郎
資本金の額	50百万円
純資産の額	158百万円(見込み)
総資産の額	162百万円(見込み)
事業の内容	エンジニアリング事業(ゆるみ止めナット・スプリング、特殊ばね、ボルトその他の締結部材の製造・販売、住宅関連設備その他一般消費者向け商品の販売、各種サービス)

(以下、新設分割計画書)

新設分割計画書

株式会社東京衡機(以下「当社」という。)は、当社が営むエンジニアリング事業(以下「本事業」という。)の権利義務を新たに設立する株式会社東京衡機エンジニアリング(以下「新設会社」という。)に承継させるための新設分割(以下「本会社分割」という。)を行うこととし、次のとおり、新設分割計画書(以下「本分割計画書」という。)を作成する。

1. 簡易の新設分割

当社は、会社法第805条の規定により、当社の株主総会決議による承認を得ないで本会社分割を行う。

2. 新設会社の目的、商号、本店所在地及び発行可能株式総数

新設会社の目的、商号、本店所在地及び発行可能株式総数は、次のとおりとする。

(1) 新設会社の目的

ボルト・ナット等のねじの開発、製造、販売
ゆるみ止めナット及びそれらに関する部材や工具の製造販売業
ゆるみ止めスプリングの製造販売業
建築資材の製造販売業
各種商品の生産ラインに関わる機械装置や設備の設計、製作、販売
経営及び製造業務全般に関するコンサルティング業務
各種新商品の開発、研究、企画、立案並びに製造販売
コンピュータのシステム開発に関わる業務及び販売
機械装置及び製造設備に関する技術指導、並びに人材を派遣しての作業及び作業指導
建築資材等の品質検査の試験業務の請負
試験機、計測器及び産業機械の販売
家具、衣料雑貨品及び食器・厨房用具等の日用雑貨品の輸入、製造並びに販売
家庭用電気器具の設計、製造及び輸入販売
金型の設計、製造及び販売
農産物、畜産物、水産物、酒類、飲食物の輸出入及び販売
動産の賃貸
広告、宣伝及び販売促進に関する企画、制作、運営及び管理
建築工事及び設備工事の請負、施工、設計、工事監理及びそれらの仲介・斡旋
前各号と関連を有する事業に対する投資
前各号に附帯関連する一切の業務

(2) 商号

株式会社東京衡機エンジニアリング

(3) 本店の所在地

東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地

(4) 発行可能株式総数

4,000,000株

3. 定款

新設会社の定款の規定は、別紙1の「定款」に記載のとおりである。

4. 新設会社の設立時取締役等の氏名

(1) 新設会社の設立時取締役は次のとおりとする。

取締役 石川 隆一

取締役 平田 真一郎

取締役 神崎 吉平

(2) 新設会社の設立時代表取締役は次のとおりとする（別紙1の「定款」において定める。）。

代表取締役 石川 隆一

代表取締役 平田 真一郎

(3) 新設会社の設立時監査役は次のとおりとする。

監査役 石見 紀生

5. 新設会社が当社から承継する権利義務等

当社は、本会社分割に際し、平成28年10月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに新設会社の成立の日に至るまでの増減を加除した、本事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（その詳細は別紙2の「承継権利義務明細表」に定める。）を第6項に定める成立の日の新設会社に移転し、新設会社はこれを承継する。なお、当社から新設会社に対する債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。

6. 新設会社成立の日

新設会社の成立の日は平成29年3月1日とする。ただし、本会社分割の手の進行上の必要性その他の事情により必要な場合は、当社は取締役会の決議を経てこれを変更することができる。

7. 新設会社が本会社分割に際して発行する株式の種類及び数並びにその割当て

新設会社は、本会社分割に際し、普通株式1,000,000株を発行し、そのすべてを第5項に定める権利義務の対価として当社に対して交付する。

8. 新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項

新設会社の成立の日における資本金及び資本準備金の額は、次のとおりとする。

資本金

金50,000,000円

資本準備金

金0円

その他資本剰余金

株主資本等変動額（会社計算規則第49条第1項に定めるものをいう。）の合計額から上記及びの金額を減じて得た金額

利益準備金

金0円

9. 条件の変更

当社は、本分割計画書作成後、第6項の新設会社の成立の日に至るまで、天災地変その他の事由により当社の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合その他本会社分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本分割計画書を変更し、又は本会社分割を中止することができるものとする。

10. 競業禁止義務

当社は、新設会社が承継する本事業について、競業禁止義務を負わないものとする。

11. 規定外事項

本分割計画書に定める事項のほか、本会社分割に関し必要な事項は、本分割計画書の趣旨に従って、当社取締役会の決議を経てこれを決定することができる。

平成28年12月19日

東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地
株式会社東京衡機
代表取締役 石川 隆一

別紙 1

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社東京衡機エンジニアリング と称し、
英文では、 TOKYO KOKI ENGINEERING CO. LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
ボルト・ナット等のねじの開発、製造、販売
ゆるみ止めナット及びそれらに関する部材や工具の製造販売業
ゆるみ止めスプリングの製造販売業
建築資材の製造販売業
各種商品の生産ラインに関わる機械装置や設備の設計、製作、販売
経営及び製造業務全般に関するコンサルティング業務
各種新商品の開発、研究、企画、立案並びに製造販売
コンピュータのシステム開発に関わる業務及び販売
機械装置及び製造設備に関する技術指導、並びに人材を派遣しての作業及び作業指導
建築資材等の品質検査の試験業務の請負
試験機、計測器及び産業機械の販売
家具、衣料雑貨品及び食器・厨房用具等の日用雑貨品の輸入、製造並びに販売
家庭用電気器具の設計、製造及び輸入販売
金型の設計、製造及び販売
農産物、畜産物、水産物、酒類、飲食物の輸出入及び販売
動産の賃貸
広告、宣伝及び販売促進に関する企画、制作、運営及び管理
建築工事及び設備工事の請負、施工、設計、工事監理及びそれらの仲介・斡旋
前各号と関連を有する事業に対する投資
前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、4,000,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(募集事項の決定)

第8条 当社は、当社の発行する株式(自己株式を含む)を引き受ける者の募集をし、株主に株式の割当てを受け
る権利を与える場合には、会社法第199条第1項各号に掲げる事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項
を取締役会の決議によって定めることができる。

(株式の取扱い)

第9条 株式の名義書換、質権の登録等、株式等に関する諸届、手数料、その他株式に関する取扱いは、法令又は本定
款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める規則による。

(基準日)

第10条 当社は、毎年2月末日における最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項その他本定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする事ができる。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了日の翌日から3ヶ月以内に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、取締役会の決議に基づいて、社長が招集する。

2. 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集する。
3. 株主総会の招集は、総会開催日の1週間前までに招集通知を発するものとする。

(議長)

第12条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

2. 議長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役、取締役会及び代表取締役

(取締役の員数)

第15条 当社の取締役は3名以上10名以内とする。

(取締役の選任)

第16条 取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第18条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第19条 当社は、取締役会を置く。

2. 取締役の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。
3. 取締役の全員の同意があるときは、招集通知を経ないで開くことができる。
4. 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載し、出席した取締役及び監査役が記名押印する。
5. 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。
6. 取締役会に関するその他の事項は、取締役会で定める規則による。

(取締役の報酬)

第20条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 監査役

(監査役の数)

第21条 当会社は、監査役を置く。

2. 当会社の監査役は3名以内とする。

(監査役の監査の範囲)

第22条 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

(監査役の選任)

第23条 監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第24条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬)

第25条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第26条 当会社の事業年度は、3月1日から翌年2月末日までとする。

(期末配当金)

第27条 当会社は、株主総会の決議により毎年2月末日における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

2. 期末配当金はその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

3. 期末配当金には利息を付さない。

第7章 附則

(設立時の本店所在地)

第28条 当会社の設立時本店所在場所は、東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地とする。

2. 本条の規定は、本店所在場所を変更する取締役会の決議があった場合、当該決議の効力発生時点をもって削除する。

(設立時取締役、設立時代表取締役及び設立時監査役)

第29条 当会社の設立時取締役、設立時代表取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時取締役	石川 隆一
設立時取締役	平田 真一郎
設立時取締役	神崎 吉平
設立時代表取締役	石川 隆一
設立時代表取締役	平田 真一郎
設立時監査役	石見 紀生

2. 本条の規定は、設立時取締役、設立時代表取締役及び設立時監査役の全員が退任(再任された場合を含む。)した時点をもって削除する。

承継権利義務明細表

新設会社がその成立の日をもって、当社から承継する本事業に属する資産、負債、雇用契約その他権利義務は次のとおりとする。なお、新設会社が当社より承継する権利義務のうち資産及び負債の評価は、平成28年10月31日現在の貸借対照表の計算を基礎とし、これに新設会社の成立の日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産及び負債

(1) 流動資産

本事業に属する現預金、商品、製品、仕掛品等の流動資産（受取手形、売掛金及び前払費用を除く）

(2) 固定資産

本事業に属する機械装置、工具器具備品等の固定資産（敷金及び長期未収入金を除く）

(3) 流動負債

本事業に属する前受金及び賞与引当金

(4) 固定負債

本事業に属する退職給与引当金

2. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約

新設会社は、本事業に従事する当社の従業員と当社との間の雇用契約を承継する。ただし、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第5条に基づき異議を申し出た者は除く。

(2) その他の契約等

本事業に関して当社が締結したあるいは過去に承継した売買基本契約、業務委託契約、請負契約その他本事業に関する契約（リース契約及び社宅に係る賃貸借契約を除く。）に係る契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した権利義務。

3. 承継する許認可等

効力発生日において、当社が保有する本事業に係る許可、認可、登録等法令上承継が可能であるもの。

以上